

【概要版】桜川市災害廃棄物処理計画

○計画策定の背景及び目的

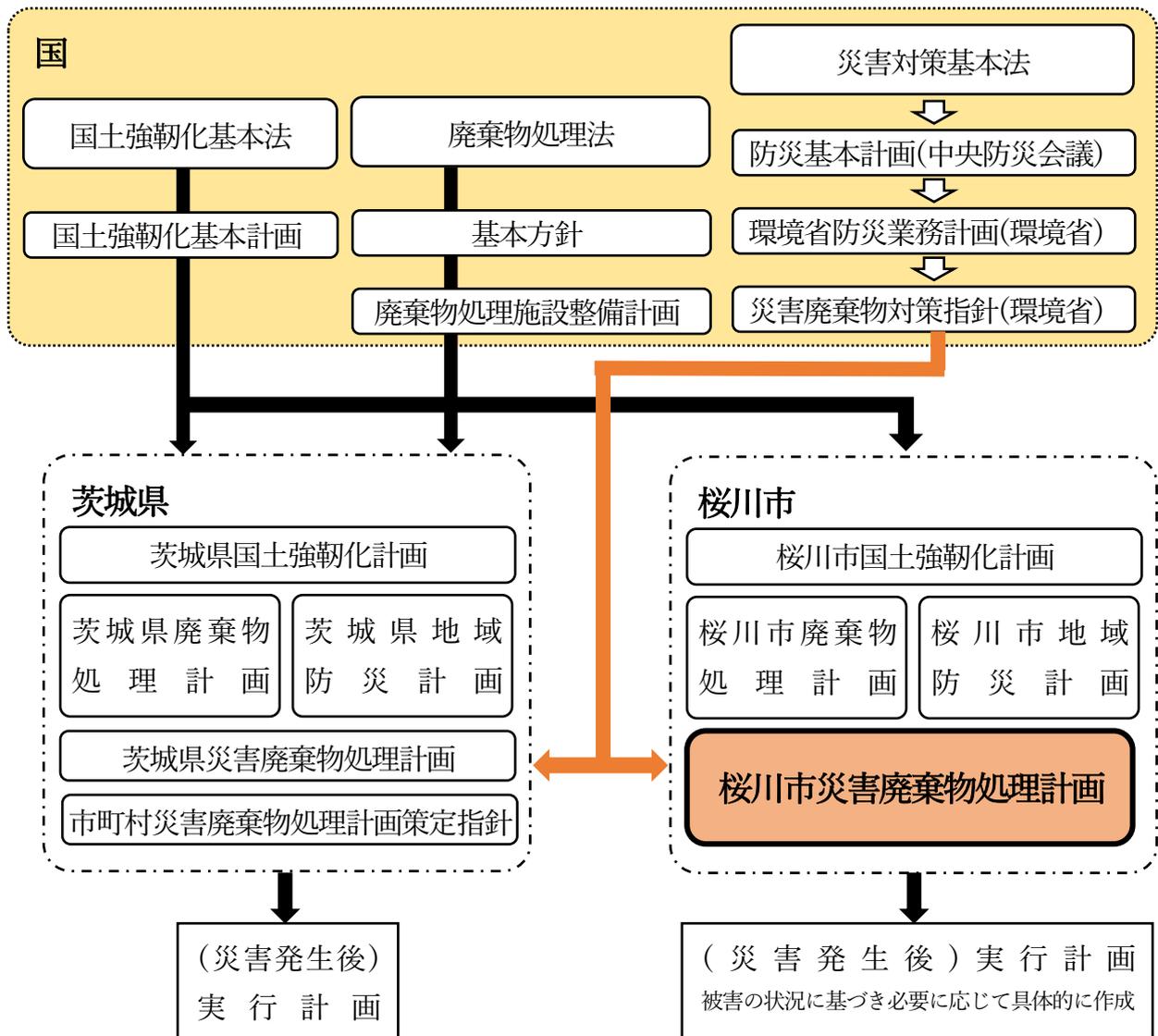
災害で発生する災害廃棄物は、種々の廃棄物が混合した処理しづらい性状のものが一度に大量に発生すること、人の健康や生活環境に重大な被害を生じさせるものを含むおそれがあることなど、感染症発生等の二次被害を防止し、生活環境の保全及び公衆衛生上の支障を防止し、災害廃棄物を適正に、円滑かつ迅速に処理しなければなりません。

そのため市では、復旧・復興の妨げとなる災害廃棄物を適正かつ迅速に処理することを目的として、「桜川市災害廃棄物処理計画」(以下「本計画」という。)を策定しました。

○計画の位置付け

本計画は、環境省「災害廃棄物対策指針」を踏まえ、「茨城県廃棄物処理計画」、「桜川市地域防災計画」、「桜川市一般廃棄物処理計画」等との整合を図りながら、災害廃棄物処理に関する基本的な考え方や処理方策等を示すものです。

図1 本計画の位置付け



出典：災害時の廃棄物対策に係る計画・指針等関係図(環境省)を基に作成

○災害時に発生する廃棄物

本計画において対象とする災害廃棄物は、地震や風水害等の災害によって発生する廃棄物は下記のとおり分けられます。

【災害廃棄物の種類】

種類		説明
災害廃棄物	木くず	柱・梁・壁材、倒木、水害等による流木等
	コンクリートがら等	コンクリート片やコンクリートブロック、アスファルトくず、瓦・陶磁器・ガラス等
	金属くず	鉄骨や鉄筋、アルミ材などの金属片
	可燃物	繊維類、紙、木くず、プラスチック等が混在した廃棄物
	不燃物	不燃性粗大ごみ、分別することができない細かなコンクリートや木くず、プラスチック、ガラス、土砂等が混在した概ね不燃性の廃棄物
	腐敗性廃棄物	畳や被災冷蔵庫等から排出される水産物、食品、飼肥料工場等から発生する原料及び製品等
	廃家電製品	損壊家屋等から排出されるテレビ、洗濯機、エアコン等の家電類で、災害により被害を受け使用できなくなったもの ※リサイクル可能なものは各リサイクル法により処理を行う
	廃自動車等	災害により被害を受け使用できなくなった自動車、自動二輪、原付自転車 ※リサイクル可能なものは各リサイクル法により処理を行う
	有害廃棄物	石綿含有廃棄物、PCB、感染性廃棄物、化学物質、フロン類・CCA・テトラクロロエチレン等の有害物質、医薬品類、農薬類等
	その他処理困難な廃棄物等	危険物(消火器、ガスボンベ、燃料タンク、スプレー缶等)、ピアノ、マットレス等の市町村の一般廃棄物処理施設では処理が困難なもの(レントゲンや非破壊検査用の放射線源を含む)、船舶、石膏ボード等
混合廃棄物	上記の災害廃棄物が入り混じっている廃棄物	

種類	説明
生活ごみ	家庭から排出される生活ごみや粗大ごみ
避難所ごみ	避難所から排出される生活ごみ等
し尿	仮設トイレ(災害用簡易組み立てトイレ、レンタルトイレ及び他市町村・関係業界等から提供されたくみ取り式トイレの総称)等からのくみ取りし尿

○処理期間の設定

災害廃棄物の処理は、早期の復旧・復興に資するよう、できるだけ早く完了します。大規模災害においても3年以内の処理完了を目指します。

○災害廃棄物処理

災害廃棄物は、被災現場で分別した上で仮置場へ搬入し、仮置場に分別して集積・保管します。これらの災害廃棄物は、種類や性状に応じて破碎、選別、焼却等の中間処理を行い、再生利用、最終処分を行います。

【地震：災害廃棄物種類別の発生量(推計量)】

単位:トン

項目	木くず	コンクリートがら	コンクリートがら(瓦)	金属くず	可燃物	不燃物	腐敗性廃棄物(畳)	廃家電製品(家電4品目)	その他処理困難な廃棄物等(石膏ボード)	合計
茨城県南部の地震	120	2,303	51	120	311	994	6	9	58	3,970

○協力・支援体制

市が、災害廃棄物処理に単独で対応しきれない場合は、被災被災市町村等の協定に基づき、近隣の市町村・一部事務組合・一般社団法人茨城県産業資源循環協会等に要請を行い、災害廃棄物処理を実施します。

災害廃棄物処理支援ネットワーク(D.Waste-Net)へ人材・資機材の支援を要請し、災害廃棄物の適正かつ効率的な処理を進めます。

○ボランティアとの連携

被災家屋等から災害廃棄物を搬出及び運搬する作業は、ボランティアの必要に応じて協力を要請します。

○支援受入体制の整備

災害時に支援を受け入れるに当たり、支援が必要な場所や数量等の正確な情報を把握し提供します。また、支援者に対し、具体的支援内容と市の組織体制を明確に伝えます。

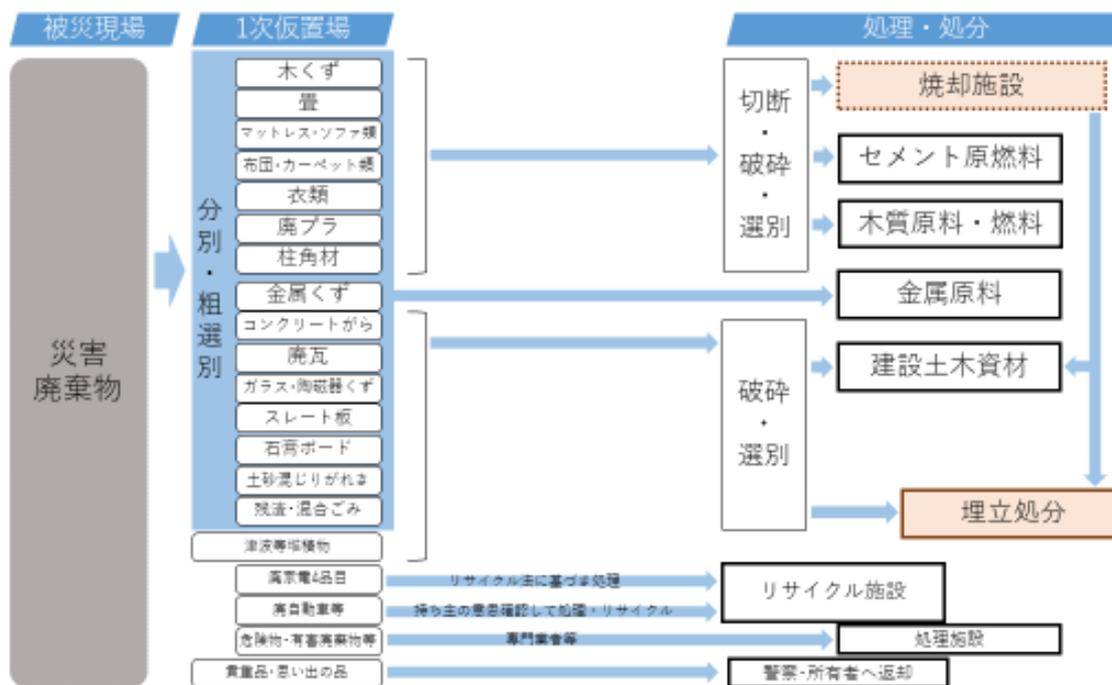
○市民への啓発・広報

災害廃棄物を適正かつ円滑・迅速に処理するためには、市民の理解と協力が必要です。

このため、災害廃棄物の分別方法、仮置場の設置等について平常時から啓発・広報を行います。

災害廃棄物処理の方法

災害廃棄物の処理は、環境負荷の低減や資源の有効利用の観点から、可能な限りリサイクルを進め、焼却処理量及び最終処分量の削減に努めます。

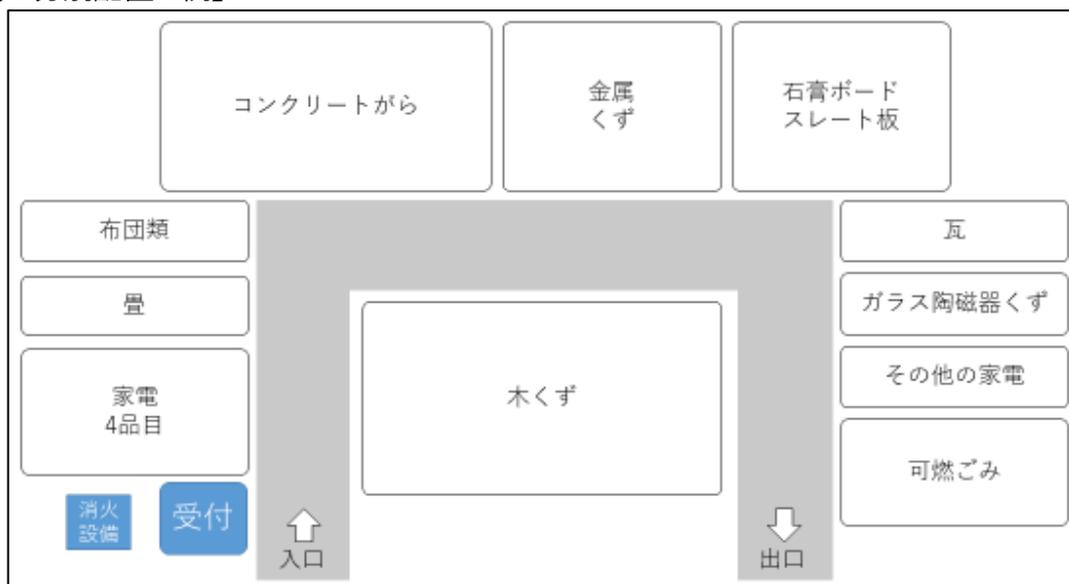


○仮置場(分別の徹底)

仮置場は、災害廃棄物を一時的に集積する場所です。仮置場では、円滑に通行できるよう一方通行の動線とし、仮置場内の配置が分かりやすいよう配置図を事前配布または入口で配布します。

分別の徹底は、処理期間の短縮や最終処分量の削減、処理費用の削減につながります。

【仮置場の分別配置の例】



○収集運搬

災害廃棄物により生活環境に支障が生じないようにするためには、発災後、速やかに収集運搬体制を確保し、災害廃棄物を撤去することが重要です。被災地の状況を把握して、適切な車両を手配します。収集運搬車両等が不足する場合は、近隣市町村や県へ支援要請を行います。

○処理・処分

災害廃棄物は、種類や性状に応じて破碎選別や焼却等の中間処理を環境センターで行い、再生利用、最終処分しますが、環境センター内で処理しきれない場合には、県内の市町村の支援による処理及び県内の事業者による処理を行います。災害廃棄物の最終処分量を削減するため、災害時においても再生利用を推進します。

思い出の品等(位牌、アルバム、卒業証書、賞状、成績表、写真、手帳、携帯電話、ビデオ、デジタルカメラ等)を確認した場合は、市が保管し、可能な限り持ち主に返却します。その際、個人情報が含まれていることに留意し、保管します。

○損壊家屋等の解体撤去

損壊家屋等は私有財産であるため、その処分についても原則として所有者が実施することとなりますが、通行上支障がある場合や倒壊の危険性のある場合については、所有者の意思を確認した上で、適切に対応します。

○環境保全対策・環境モニタリング・火災防止

解体撤去現場、収集運搬及び仮置場等について、環境保全対策と環境モニタリングを実施するほか、仮置場については火災防止対策を講じます。

○災害廃棄物対策の推進・計画の進捗管理

本計画を通じて市内及び県、他市町村、事業者、市民とともに災害への備えの重要性を共有し、それぞれの行動につなげるよう働きかけ、災害廃棄物処理の経験を継承し、経験を生かしていくことで、今後の災害廃棄物処理に係る対応力の向上につなげます。

環境省「災害廃棄物対策指針」の改定や、「地域防災計画」における被害想定の見直し等を踏まえて本計画の見直しを行うことにより、計画の実効性を高めていきます。